

第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（中間案）に対する意見公募結果

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	<p>第4 教育機関等による教育</p> <p>1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校 その他の教育機関（以下「学校という。」）における教育</p> <p>ア 学校教育活動全体を通じた指導</p>	<p>「児童生徒」という表記を「児童、生徒及び全教職員」に変更すべきではないか。</p> <p>教育にかかる規範意識を有していない教職員を根絶できていないのが現状であり、「児童生徒」のみを対象にするのでは、建前だけで終わってしまうのではないか。</p>	②	<p>教育機関等による教育として、あくまでも児童、生徒を対象とした取組について記載しており、その他の世代に対する取組については、「第3 飲酒運転防止のための取組」で示していることからご意見いただいた内容の反映は控えさせていただきます。</p>
2	<p>第2 基本方針と推進体制</p> <p>3 推進体制の確立</p> <p>(1) 飲酒運転^{ゼロ}部会の設置</p> <p>イ 飲酒運転^{ゼロ}部会の構成および連携体制の(ア)</p>	<p>飲酒運転^{ゼロ}部会の議長を、環境生活部くらし・交通安全課長から環境生活部長に強化してはどうか。</p>	④	<p>議長は所管課であるくらし・交通安全課長が適切と考えます。</p> <p>ただし、飲酒運転^{ゼロ}部会の運営については、環境生活部長も職責を担っており、引き続き県をあげて飲酒運転根絶に向けた取組を推進していきます。</p>
3	<p>第3 飲酒運転防止のため取組</p> <p>2 広報啓発活動の推進</p> <p>(2) 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日</p>	<p>年末の多忙な時期の月初めに推進運動の日を設けたところで、人間は忘れやすい生物で、すぐに忘れてしまう。年末年始を警戒したいという趣旨は理解できるので、12月の第三金曜日に変更してはどうか。</p>	④	<p>飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例で12月1日に設定しているとともに、年末の交通安全県民運動の初日にもあたり、広く県民にも浸透してきているものであることから日の変更は行いません。</p>

4	<p>第3 飲酒運転防止のため取組</p> <p>3 事業所による取組</p>	<p>コロナ対策の検温のように、ハンドルキーパーに対してのアルコール検知の徹底ができるようになればいい。もし、検温並みの徹底具合で三重県内の全店舗で実施するのが常識や前提になっていくことができれば、全都道府県で初の取組で、三重県モデルとして、飲酒運転廃絶の好事例となれる。</p>	④	<p>ハンドルキーパーは、自動車で飲食店等へ行く場合に、お酒を飲まずに仲間等を安全に自宅まで送ることを目的に任意で選定するものです。</p> <p>また、アルコールの検知以前に、酒気を帯びた状態で、車両を運転することおよび、車両を運転するおそれのある者への酒類提供の禁止が道路交通法で規定されていますので、本計画への反映は控えさせていただきます。</p>
5	<p>第4 教育機関等による教育</p> <p>1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校 その他の教育機関(以下「学校という。」における教育</p>	<p>新たに項目として、「ウ 学校関係者(県教委・市教委・教職員・保護者・自治会等)による飲酒運転の懲戒免職等の徹底、及び、飲酒運転の幫助が疑われる教職員等の懲戒免職の徹底」を含んでもらいたい。</p>	④	<p>教職員等の懲戒処分については、人事権を持つ各教育委員会において規定されるべき事項であることから、当計画には反映しません。</p>
6	<p>第7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p> <p>4 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日</p>	<p>(3・再掲)</p> <p>年末の多忙な時期の月初めに推進運動の日を設けたところで、人間は忘れやすい生物で、すぐに忘れてしまう。年末年始を警戒したいという趣旨は理解できるので、12月の第三金曜日に変更してはどうか。</p>	④	<p>(3・再掲)</p> <p>飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例で12月1日に設定しているとともに、年末の交通安全県民運動の初日にもあたり、広く県民にも浸透してきているものであることから日の変更は行いません。</p>